

Q & A

目的等について

(問1) なぜ、「公務員共済年金のお知らせ」を通知することになったのですか。

(答) 社会保険庁においては、平成16年の年金法改正に基づき、平成21年4月から国民年金・厚生年金保険の全ての被保険者に保険料納付実績や年金見込額等の年金個人情報、被保険者の誕生月に毎年通知することとしています。

共済組合の組合員の方も国民年金の第2号被保険者として通知の対象となっていますが、社会保険庁の公務員共済の加入記録の登録が整備中であること、退職共済年金の算定の基礎となる給料の管理は共済組合が行っていることから、社会保険庁ではなく、共済組合において、現役世代(公務員共済の年金加入記録がある昭和26年4月2日以後に生まれた方を対象)に平成21年3月31日における年金加入状況等について確認してもらい、年金制度への理解を深め、将来の年金受給権を意識してもらうために、掛金納付額や年金見込額等を「公務員共済年金のお知らせ」として、通知することとしました。

「公務員共済年金のお知らせ」の内容は、公務員共済の年金加入記録に限られており、国民年金、厚生年金等の加入記録は含まれていません。

(問2) 昨年「公務員共済ねんきん特別便」を受け取り、今回も似たような通知を受け取ったが、どう違うのですか。

(答) 昨年送付した「公務員共済ねんきん特別便」では、公務員共済の年金加入記録を皆様へ提供してご確認いただきました。

今回送付した「公務員共済年金のお知らせ」では、加入記録に加えて、将来の年金の見込額や給料・期末手当等の記録等を提供して、ご確認いただくこととしたものです。

なお、社会保険庁においても、国民年金と厚生年金の被保険者に対してその誕生月に「ねんきん定期便」として、同様の情報を提供していますが、その中には、公務員共済の記録は表示されていません。

また、組合員の方で国民年金又は厚生年金に加入したことがない方には、社会保険庁の「ねんきん定期便」は送付されませんので、ご了解おきください。

(問3) 昨年の「公務員共済ねんきん特別便」と同様に今回も回答票がありませんが、見て確認しておけばよいのですか

(答) はい、今回のお知らせは、年金加入状況等を確認していただき、年金制度への理解を深めていただくことが目的ですので、回答票は添付していません。

なお、確認していただいて記載内容に疑義がある場合は、「公務員共済年金のお知らせ」に記載した支部の相談ダイヤルに連絡してください。